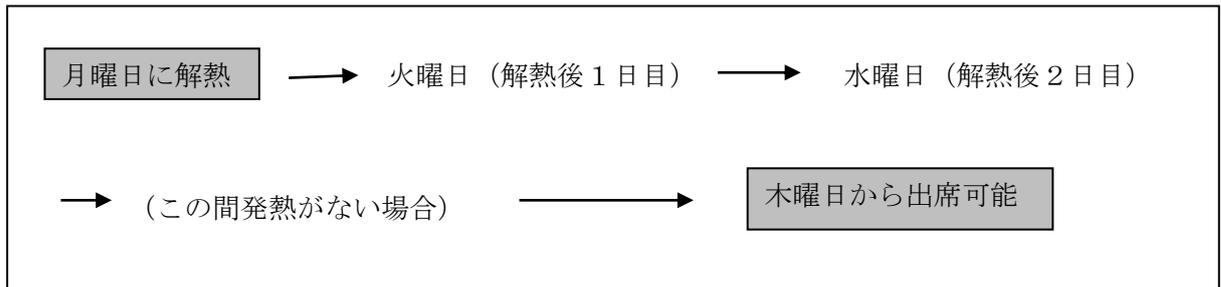


# 出席停止期間の算定の考え方

【参考1】「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。

例えば、「解熱した後2日を経過するまで」の場合は、以下のとおり



ただし、第二種の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない。

## 【参考2】

インフルエンザの「発症した後5日を経過」とは、どのように数えるのか。また、「発症」した日とは、熱が出た日のことを指すのか。

「発症した後5日を経過」については、症状が出た日の翌日を1日目として数えます。例えば、水曜に発症した場合は、翌日の木曜が1日目になりますので、「発症した後5日を経過」し、登校（園）が可能になるのは、翌週の火曜になります（ただし、解熱した後2日（幼児にあつては3日）を経過した場合）。

また、インフルエンザは、高熱が出た日を指して「発症」とする場合があります。と予想されます。いずれにせよ、医師等に相談の上、適切な対応をしてください。

なお、インフルエンザをはじめとする第二種の感染症については、症状により学校医又はその他の医師において感染のおそれがないと認めた場合には、登校（園）は可能です。

例) 発症した後5日を経過した場合の登校（園）許可の日。ただし、解熱した後2日（幼児にあつては3日）を経過したものとする。